

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和4年7月1日（金） 午後1時30分から午後4時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎4階 中会議室3
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
今村一真，阿久津正晴，加藤尚弘，鯉渕宏一，蛭田清人
 - (2) 執行機関
白田敏範，鈴木和男，讚井正俊，赤坂麻理子，小坂部勝久，小林正道，嘉成将大，大高洋平，所紫織，関谷勇，杉山健一，小田博之，江幡和也，高瀬賢一，柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 格付工種の落札状況について（非公開）
 - (2) 令和3年度下期の契約状況について（非公開）
 - (3) 令和3年度下期抽出案件審議（7件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（7件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意見・質問	説明・回答
<p>[抽出案件]</p> <p>1 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)道路新設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低い落札率となったことについて、考えられる要因はあるか。 ・予定価格設定の際に慎重にならざるを得なかったといったことはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、新たに用地を買収した上での道路新設工事となるため、受注者が計画どおりに工事を進めやすいという特性があります。よって、利益を得やすい工事であると各社が推察したこと、加えて多数の入札参加があり競争性が増したことが、主な要因ではないかと考えられます。 ・設計の段階から、交通量や荷重について想定した上で事前に地質調査を行っています。工事開始後に地盤強度について差異が出る場合もありますが、本工事では特に該当しません。
<p>2 (仮称)水戸芸術館東地区駐車場建設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVの構成員数の規程について説明願いたい。 ・会社の実績について、代表者と構成員2及び3とで差異があるが、なぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JVの構成員数については、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程に基づき定められています。予定価格に応じて設定しており、本工事は8億円以上15億円未満の建築工事に該当するため、JVの構成員数は3者と定められています。 ・本工事の場合は、工事特性などを勘案した結果、代表構成員だけに工事実績を求めることとしています。場合によっては、例えば第1構成員に不測の事態があった際に、第2構成員にも同じ実績を求める、または若干緩和した実績を求めることもあります。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・起案者である泉町周辺地区開発事務所は、組織的にどういった位置づけなのか。場所はどこにあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・泉町周辺地区開発事務所は水戸市都市計画部に属する部署であり、五軒町の茨城いすゞビル内にあります。本工事は当該事務所で所管している工事なので、事務所長の名前で入札参加条件や内容を決定し、審査会に諮る、という流れで入札公告を行っています。
<p>3 見川2丁目認定外道路舗装及び後退敷地舗装並びに見川2丁目都市下水路新設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退や無効が6者出た理由は何か。 ・予定価格は事前公表なのか。 ・小規模工事であり、かつ発注時期も都合が悪かったため、本入札は2者のみの応札となり、最終的にはくじ引きで落札決定している。今後に向けて改善策はあるか。 ・未届による無効となった者に対して、何か処分等はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は416万9,000円と小規模でありながら、工事箇所が2か所に分かれているため重機等の回送に経費がかかる点、さらには、繁忙期にあたる11月末に行われた入札であったことから、各社とも技術者が不足しやすい時期に重なった点が、要因として推察されます。 ・本工事の予定価格は事前公表です。 ・辞退者を減らすための手法としては、工事条件によって、官公本ではなく見積等を用いて予定価格を設定することで、受注者が利益を得られやすいよう積算する、という方法が挙げられます。また、小規模の工事については受注側の社員数も限られることから、発注時期を工夫することで対策を立てられると思われます。 ・特にありません。ペナルティーの有無という点では、辞退も無効も同じ扱いとなります。ただし、以降の指名選定の際に、前回入札時の対応が判断材料として勘案されることはあります。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> 他市町村や茨城県で、ペナルティーがある事例はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村や茨城県においても、未届によるペナルティーはなかったと思います。ただし、落札決定した後に契約せず辞退した場合は、ペナルティーがあります。これは近隣市町村においても同様の対応だと思えます。
<p>4 水戸市立渡里小学校長寿命化改良工事監理委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積合わせに際して、3回に渡る金額の提示がされているが、これは企業努力によるものなのか。 随意契約書の行端がずれているが、複写によって作成されたためか。 随契理由の法的根拠について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本委託は大規模な改築工事の監理委託であり、技術者の手間等が多く比重を占める積算になると思えます。その上で見積もりをしたものが第1回目の結果であり、その見積額が予定価格に満たなかったため、入札参加者が価格交渉を諮った最終的な結果が3回目の見積額になったと考えられます。もちろん、予定価格に満たない金額の場合は不調となりますが、今回の相手方は水戸市の設定した予定価格で受注し利益を出せると判断したと思えます。 複写での作成はしていません。行端揃えについて、今後改善してまいります。 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第61条第2号イ「既存設備、成果品等と密接不可分の関係にあるため、同一の請負業者に請負をさせなければ既存設備、成果品等に著しい支障が生じるもの」に基づいたものです。改築工事は、建築工事に加え、付帯工事である電気、給排水、空調と、計4つの工事に分かれて発注されます。それら全てに対して統一的に設計意図を反映させた現場監理を行う必要があるため、設計内容を熟知している者でなければ受注は困難であるという理由になっています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> 設計を受注した者が監理委託を受けるのが通常ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> 監理委託の中でも、現場立会いのみのものと、設計意図の伝達を含むものがあり、水戸市の場合、後者については設計者でないと支障が生じる可能性があるという理由から随意契約としています。一方で、意図の伝達を含まない監理委託であれば、受注可能者は複数出るという考え方です。
<p>5 国補流域関連下水道浜田処理分区枝線（2－1工区）工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者からの意見聴取についての内容を説明願いたい。 学識経験者からの意見聴取は、電話なのか対面なのか。書面での記録はあるのか。 評価の中にある優良工事の受賞について、受賞に際し特定団体からの推薦などはあるのか。 水戸市の総合評価案件の件数推移について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別簡易型総合評価方式での入札に際し、技術評価点の評価方法や配点が適切に設定されているかを確認していただいています。 意見聴取については、相手方の意向によって電子の場合も対面の場合もあります。いずれも書面で記録を保管しています。 工事を所管した課の課長からの推薦をもって、対象とするか絞込んでいます。外部団体からの推薦については一切ありません。水戸市建設業者ほう賞規程の運用基準にのっとり、工事の担当課が受注者を契約検査課へ推薦し、最終的に審査会で決定する、という流れになります。 令和3年度は市長部局、上下水道局合わせて16件でした。例年10件から20件の間で推移しており、大きく上下することはありません。
<p>6 配水管布設替工事（第75工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 辞退者の辞退理由について、及び無効の理由について分かることはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 辞退については、電子上での届出であるため、理由については申告されていません。無効については、未届によるものです。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・高い落札率となった要因について、考えられることはあるか。 ・共同溝が入っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推察の範囲ではありますが、施工場所が主な要因ではないかと考えられます。市内の繁華街の中心部であり夜間工事である点や、電線管等のインフラ管が多く輻輳しているエリアである点など、施工困難な工事場所であることが予想された結果ではないかと考えられます。 ・そのとおりです。
<p>7 配水補助管布設替工事（第57工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随契理由にある経費調整について、詳しく説明願いたい。 ・茨城県土木事務所で発注した際の予定価格と入札価格の落札率があり、その率を入手して今回の水戸市の積算額に掛けたということか。 ・同一業者に発注することによる経費削減は、落札率によるものなのか。 ・その上で実際の価格と茨城県での落札率を踏まえて調整しているということか。 ・随契理由について、道路改良舗装工事の進捗に合わせてという内容だが、両工事の発注時期によっては随契にならない場合も想定されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先に水戸土木事務所で契約された道路工事の受注金額の中で請負率が発生しており、その率を今回の水道工事の設計額に掛け合わせて、差額 47 万 3,000 円の減となっています。 ・そのとおりです。 ・実際の水道工事設計にあたっては、道路工事で計上している土工量等を差し引くことができるので、そういったものは水道工事の設計から省かれています。 ・そのとおりです。 ・今回、道路工事は茨城県による発注工事であり、水戸市では水道管を同時期に施工する計画がある中で、事前に把握はしていました。しかし、発注事業母体が違うために、随意契約という形でしか進められなかったものです。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を回避できるような事例はあるか。 ・ 随意契約を減らすため、工事計画をより入念にすり合わせる等、対策が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の事例の場合は、用地買収ののち道路法線が確定し、茨城県の着工までに間があれば、先行して水道の布設替を行うことができると思われます、その場合は随意契約ではなく、単独工事として執行できる可能性はあります。 ・ 随意契約は契約制度の中で位置づけられているものであり、必ずしも回避しなければならないものではなく、合理的に各工事が執行できるかどうかという点が重要です。本工事の例ですと、各設計内容で重複項目を減らすことができる側面もありますので、それらを勘案した上で条件に応じて対応しています。